

証券外務員一種・二種合格

合言葉de合格！法

第 1 1 編 付随業務

Success3

サクセスキューブ株式会社

外務員資格試験取得を応援するオリジナルの手づくりサブノートと問題集について

このオリジナルサブノートと問題集は、最近たくさんの方が馴染みのあるブログ記事・コメント風に（また、ビジネススクールの講義会話風に）作成したものです。（従来の参考書等とは異なるスタイルです。）

まずは外務員資格試験に合格していただくことを最大の使命として誕生しました。

当社のオリジナルサブノートと問題集は、外務員一種試験を受験し最初不合格そして二回目の受験で合格となった個人的体験から出題傾向や試験問題パターンを分析した上で傾向と対策としてオリジナルサブノートと問題集をとりまとめたものです。

よって、「出題頻度が高い」と予想できるといった内容の記述であっても、それは一外務員種試験の不合格・合格体験から注意喚起の意味で記載するものであり、絶対に出題されると断定するものではありません。

あくまでも試験範囲の学習におかれまして一つの目安にいただければと思います。

金融商品取引法には

「・・・有価証券の発行及び金融商品等の取引を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品取引等の公正な価格形成等を図り、もって国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする。」とあります。

当然に金融商品取引業者等とその金融商品取引業者等に勤務する外務員は、金融商品取引法の目的のために重要な役割を果たす必要があり、投資家保護という観点のみならず、資本市場に対して相当な責任を負っていることになります。

外務員資格取得を目指して試験にチャレンジする皆さんは、決して外務員試験合格がゴールではありません。

合格後も、いろんな制度の情報収集や新たに開発される商品についての知識向上、あるいは経済情勢の判断など、不断の努力がより一層求められることは間違いありません。

当社のオリジナルサブノートと問題集は、二種外務員試験・一種外務員試験の受験生に対して、可能な限り短期間での合格を目指すためにポイントを絞り込んで、『合言葉』というキーワードとイメージを活用しながら、取り組んでいただくことを最大の狙いとしています。

（なぜなら、受験生によっては仕事や人生の経験から馴染みのない難解な言葉・概念や、そこから用意される問題等の理解・記憶において皮膚感覚でその困難性を感じておられる方もいらっしゃるからです。）

つきましては、「外務員試験合格で良し」とすることなく、とりわけ実際の試験の時に間違ったと認識できる範囲の問題や自分なりに不十分だと認識できる分野・概念等々を合格後も追加の学習や不断の努力によって、より高い水準へと知識・スキルを高めていかれることをお勧めいたします。

当社といたしましては、一人でもたくさんの方が外務員資格試験に合格されることで仕事遂行面での貢献やさらなる人生の展開、あるいは就職活動や派遣登録等におかれましてより選択肢が増えることにつながればこれ以上の喜びはございません。

※ なお、オリジナルの手づくりサブノートと問題集は（実際の試験・出題傾向等に際しまして）日本証券業協会さまとは一切関係がございません。

※ あくまでも当社が独自の観点から出題傾向とポイントを分析した上で、記載内容を吟味して作成したものです。資格試験の学習及び試験本番に臨まれる時にはその旨十分にご了承ください。

いずれにしてもこのオリジナルサブノートと問題集の記載内容につきましての全責任は当社にあります。万が一、記載内容そのものの誤謬や記載につきましての不備等が存在した場合の全責任も当社に帰属するものです。

【 目 次 】

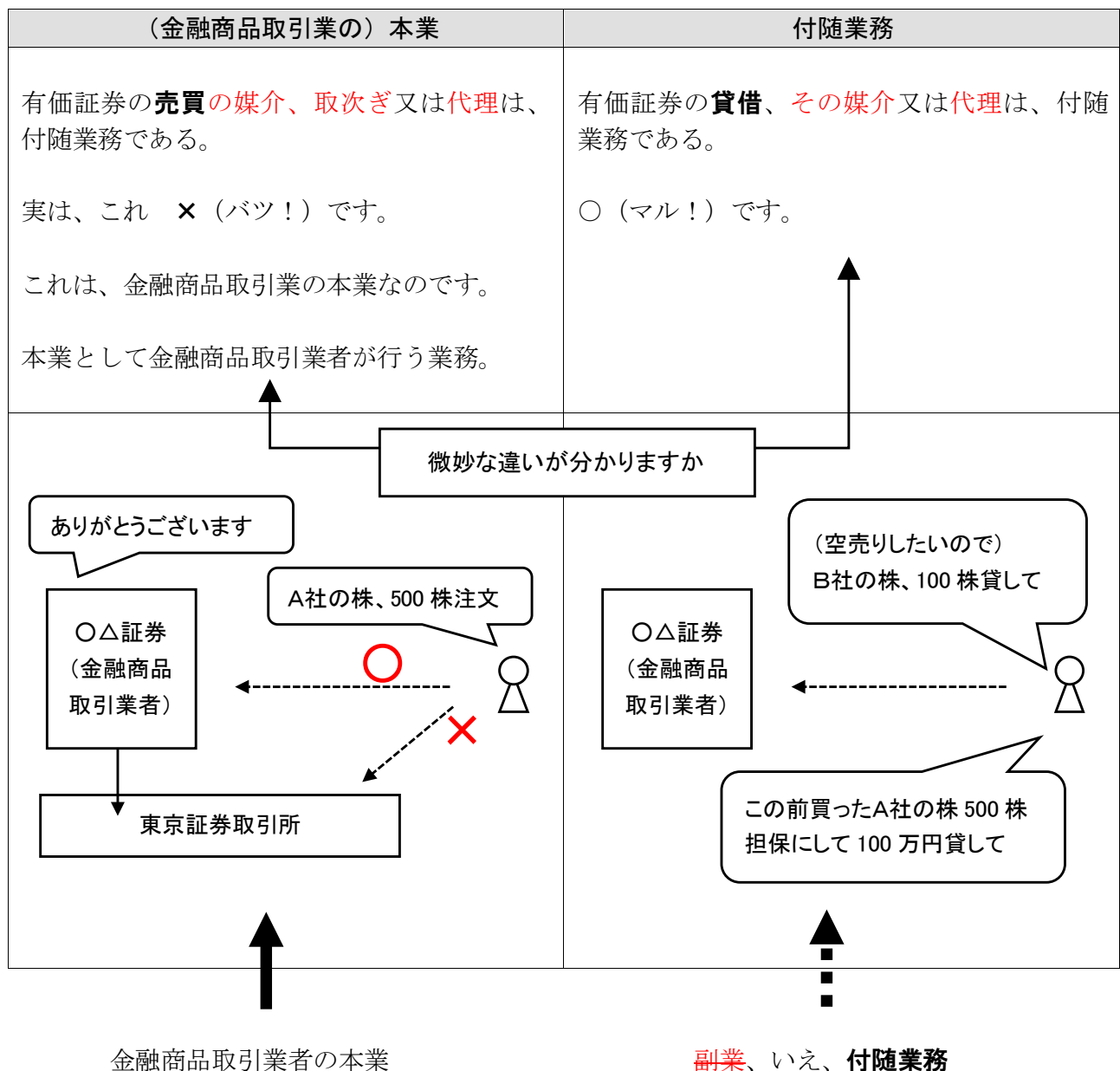
I	付随業務	3
	【 付随業務とは？ 】	3
	【 有価証券に関する顧客の代理 】	4
	【 おまけ 】	5
II	キャッシング業務	8
	【 キャッシング業務とは？ 】	8
III	累積投資契約と株式累積投資	12
	【 累積投資契約とは？ 】	12
	【 株式累積投資 】	13

I 付随業務

本業（金融商品取引業）と付随業務という関係です。
付随業務とは何ぞや、ということをしつづつみていきましょう。

【 付随業務とは？ 】

まずは下の表を見てください。左側が（いわゆる金融商品取引業の）本業です。



何となくイメージできましたか。
もう少し詳しくみていきます。

主だったものは下記のようなものです。

ただ、簡単にはピンとこないと思います。問題集で慣れる方が良いかも知れません。

(反復×反復×繰り返し×繰り返しです)

全部覚える必要はありませんが、必ず目をとおして（できれば音読して）頭の中に「経験」させておいてください。

付随業務
・ 有価証券の貸借又は、その媒介もしくは代理・・・前ページの例ですね。 ・ 信用取引に付随する金銭の貸付 ・ 顧客から保護預かりをしている有価証券を担保とする金銭の貸付け。 ・・・キャッシング業務というのがあります。（次章にて学習します） ・ 有価証券に関する顧客の代理（ややこしいですが・・・後ほど学習） ・ 投資信託（又は外国投資信託）の受益証券に係る収益金、償還金、解約金の支払い業務の代理 ・ 投資法人の有価証券に係る金銭の分配、払戻金等の支払い業務の代理 ・ 累積投資契約の締結 ・ 有価証券に関連する情報の提供又は助言 （投資顧問契約に基づき助言を行う行為は除く） ・ ・ ・ ・ ・

ここでの、あと一つのポイントは、

本業じゃないので、書面は不要
(契約締結前の書面交付義務はない)

ここまでいいですか。

次は、有価証券に関する顧客の代理についてみていきます。

【 有価証券に関する顧客の代理 】

4つの業務があります。

馴染みのない単語が次から次へと出てきますが、「何か、こんな単語があったよね」という感じで（試験会場で）思い出せたら御の字です。

ポイント（ゴシック体）だけ頭に入れてください。

有価証券に関する顧客の代理（業務）	
① 公社債の払込金の受入れ及び元利金支払の代理業務	
② 株式事務の取次業務	発行会社等に代わって行う業務（株式事務を委託される形） （具体的な業務の中で） ・ 転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使の取次ぎ ・ 新株予約権付社債の新株予約権の行使に関する代理 ・
③ 有価証券に関する常任代理業務	日本国外投資者（外国投資者）との委任契約に基づく事務の全部又は一部を代理・代行すること。 （具体的な業務の中で） ・ 有価証券の名義書換の代行及び寄託の受入れ ・ ・ 新株予約権及び新株予約権付社債等の権利行使 ・ 議決権の代理行使 ・ 外国の投資家がわざわざ 日本に来て株主総会に出席しないと議決権が行使できないというのはあり得ないでしょうからネ
④ 顧客への各種支払金の代理受領業務	・ 株式配当金の代理受領 ・

繰り返しますが、あとは問題集で慣れてください。

あと試験に出そうな単語について触れておきたいと思います。

【 おまけ 】

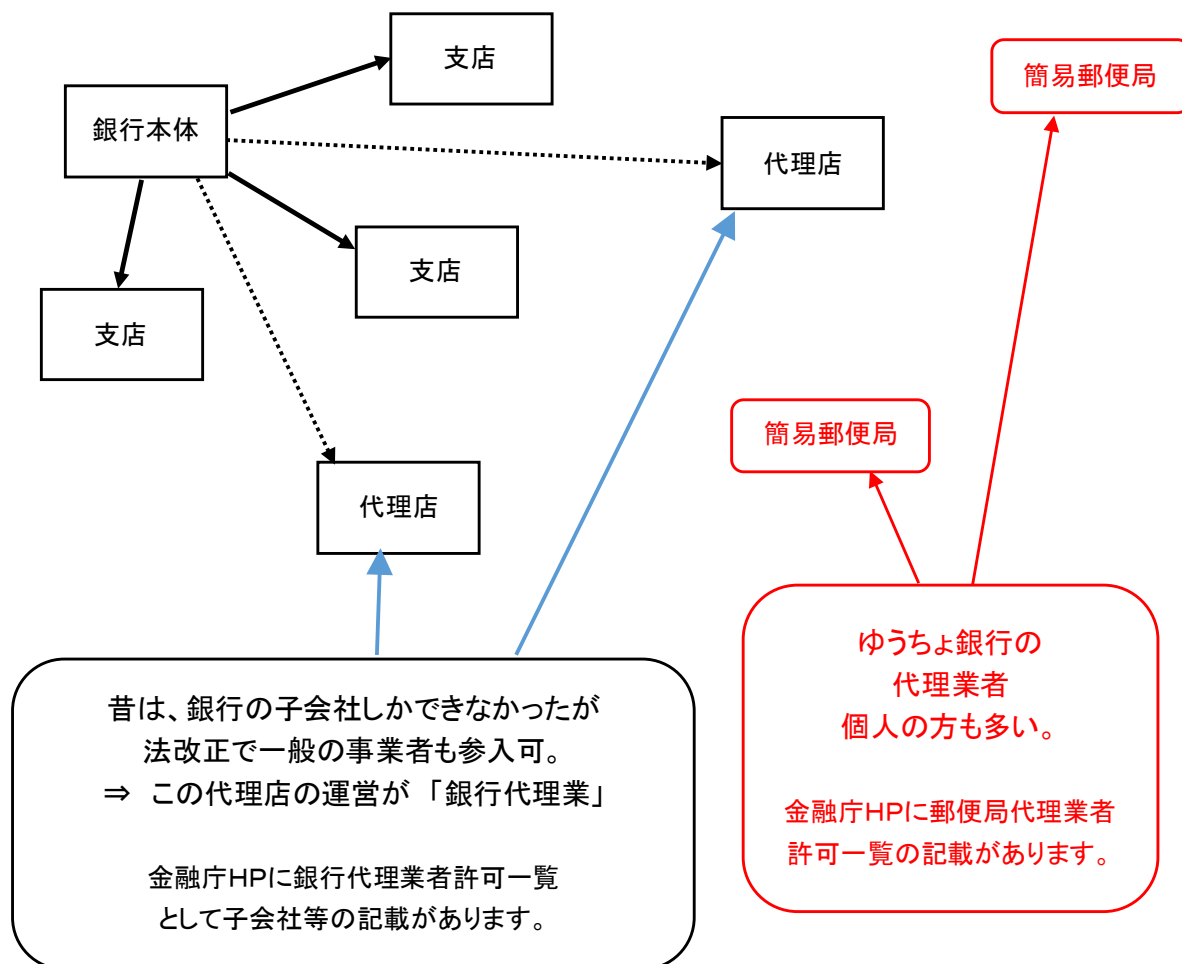
[銀行（金融機関）代理業]

銀行代理業（金融機関代理業）は、付随業務である。○か、×か。

なんか、それっぽいですが、×です。

そもそも、銀行代理業とは何か？
下図をみてください。

人口の少ない地方の町にいくと、銀行の支店がなくて代理店がある場合が見受けられます。



これが、銀行代理業です。
普通に、預金の出し入れや、送金業務なども行っています。

金融商品取引業者の付随業務としては、銀行代理業は、あり得ませんね。

もしこれが付随業務で自由にできますよ、ということになれば金融商品取引業者であるところの、例えば証券会社が銀行と同じような業務を（付随業務として）できることになりますよネ。

ということで、銀行代理業は、付随業務である。・・・×（バツ）ということをお願いします。

この章の最後に、その他の付随業務についての説明です。

貸金庫や公共料金の収納代行が、付随業務に該当するかどうか、です。

貸金庫	公共料金等の収納代行
貸金庫業務は、付随業務である。 ○（マル）か、×（バツ）か？ ズバリ、○です。	公共料金等の収納代行業務は、付随業務である。○（マル）か、×（バツ）か？ ズバリ、○です。
金融商品取引業者は、お客様の大切な財産をお預かりするのですから、その貴重な財産を安全に保管する場所の提供は、付随業務として当たり前ですね、という具合に理解してください。	金融商品取引業者は、お客様の証券総合口座を通しての入出金や窓口での現金の収受など行っています。 その延長で公共料金等の収納代行ができると理解してみてください。
最近では、倉庫業を営む業者が「貸しトランクルーム」というレンタルでトランクを貸し出したりしています。 それこそ（宝石等の）貴重品や（高価な）毛皮なども預かっているみたいですね。 ということは、先の銀行代理業務と違って参入できるわけですから、金融商品取引業者も付随業務として可能だと考えてください。	そもそも昔は、公共料金の支払いは銀行だけでしたが、最近ではコンビニでも簡単に収納できます。 それこそ最近の若い人は、コンビニで払うのが当たり前になっているかも知れませんネ。

ここまでお疲れ様でした。
以上で第1章を終わります。

Ⅱ キャッシング業務

キャッシング業務そのものは、付随業務の中にある「保護預かり有価証券を担保とする金銭の貸付け」の中の一つです。

「キャッシング」という単語そのものはクレジットカードの機能の一つとして認知されていますので、だいたいどんなものかという予想はつくと思います。

試験に出題されるパターンはある程度決まっていますので、きっちりとそのパターンを押さえてください。

【キャッシング業務とは？】

あなたが銀行に定期預金を解約に行ったとしましょう。

緊急的にお金が必要になったためです。

すると、銀行窓口が閉まる3時までには駆け込めば、解約したその日のうちに現金が手に入ります。

では、あなたが「MR F＝証券総合口座用ファンド」を解約に金融商品取引業者の窓口に行ったとします。

今日、現金が必要なのですが果たして手にすることができるのでしょうか？

実は、解約したそのものの現金は手にすることができません。

翌営業日にならないと、入金されないのです。・・・翌日ではありませんよ。

この日（6日）解約だと・・・？



日	月	火	水	木	金	土
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	18	20	21	22

6日解約だと、翌日7日には解約金が手に入ります。

土曜日（8日）の結婚式に参加できるのです。（笑）

でも、7日（金曜日）に解約すると、**翌営業日**ですので11日（火）にならないと現金を手にすることができないのです。

三連休どこにも行けないのです。（苦笑）

そこで・・・（救世主！登場です）

ジャ～ン！

それが、**キャッシング業務**！です。（上記のカレンダーを時々見ながら、読んでください。）

キャッシング業務とは	解約金が入るまで、立替払いしてくれるものです。 (もちろん利息が発生しますけど) 解約した、その日のうちに現金が手に入ります。 (もちろん解約金の範囲内ですけど) (専門用語風にいうと) 解約請求に係る受益権を担保として、解約代金相当額を解約請求日に融資する業務。
対象となるのは	ファンド (MR F ・ 中期国債ファンド ・ MMF) 内容まで知りたい方はネットで調べてみてください。 ※試験問題上は、「MR F 等」とか「MR F、中期国債ファンド等」という表現になると思います。 ※ちなみに、MR F = 証券総合口座用ファンド、です。
どんな時	お客様が、キャッシングを利用すると申し出た時です。 ※ 書面による申込みは不要。 ※ただし、顧客に(お客様に)キャッシングを利用する旨の意思確認が必要となります。
いつからいつまで？ (貸付期間)	貸付けが行われた日の翌営業日まで。 6 日 (木) に貸付けが行われたら、7 日 (金) まで。 7 日 (金) に貸付けが行われたら、1 1 日 (火) まで。 ※ 大丈夫ですか。翌日ではなくて、翌営業日ですよ。
貸付利息の計算は？	6 日 (木) だと、6、7 日の 2 日間分の利息？ それとも 6 日 (木) の 1 日分だけの利息？ ※金融機関で融資業務をした人は、両端 (りょうは) というのを理解していると思いますが、これは、6 日分だけの利息で良いのです。(片端ということです) では、7 日 (金) の場合は？ はい、そうです。7、8、9、1 0 の 4 日間分です。 ※ 正式な表現に注意してください。(次のページ)

貸付利息の計算（その2）	（試験問題上は次のように表現されます） 解約請求日から、翌営業日前日までのMRF等の分配金手取額。 ※ いいですね。翌営業日の「前日」です。 6日（木）の場合は、翌営業日・7日の前日、6日ということになります。つまり1日分です。 7日（金）の場合は、翌営業日・11日の前日、10日ということになるのです。
もう一度、貸付期間	じゃあ、いつからいつまでというのを（試験問題上の）正式な表現を使うと・・・ 貸付期間は、貸付けが行われた日の翌営業日までの間 ということになります。大丈夫ですか。
貸付限度額 500万円？	あなたが、下記のファンドを所有していたとします。  MRF 400万円 中期国債ファンド 700万円 MMF 300万円 400万円 + 700万円 + 300万円 = 1,400万円 1,400万円 > 500万円 を比較して少ない方の 500万円が限度額だあ〜ッ！・・・×（バツ）です それぞれで500万円と比較します。 MRF 400万円 < 500万円・・・少ない方を採用 中期国債ファンド 700万円 > 500万円 ・・・もちろん少ない方を採用 MMF 300万円 < 500万円・・・少ない方を採用 ※正式な（試験問題に出るパターンの）表現をチェックしておいてください。 

貸付限度額（正式表現）	各ファンドごと（MRF・中期国債ファンド・MMF）それぞれの残高に基づき計算した返還可能な金額又は500万円のうちいずれか少ない方の金額を基準に、各金融商品取引業者が定める金額。 ぜひ、この表現に慣れてください。
顧客（お客様）の利用申込み	※ 書面による申込みは不要。
金融商品取引業者の被利用申込み	↑↓ ※ 申込みのための書面は不要（もらわない）けど、意思確認は行う。（当たり前ですね） ※ （顧客に対して） ①貸付限度額その他貸付条件等について記載した書面を交付して、顧客の意思を確認する必要がある。 ※ ただし、①を必ずしなければならないのではない。 （代わりに） ②ATMによる場合は、画面に表示させて、かつ、近くに約款等を置いておけば良い。 （または） ③取引開始時等の包括契約の締結によることもOK。 ※ つまり、毎回毎回、書面をもらう必要はなくて、一番最初に包括でもらっておけば良いということ。 ↓

ここ、こんな問題には注意です。

顧客からキャッシングの申込みを受け付ける時は、**必ず、個別の**取引の都度、**書面を交付して**顧客の意思を確認しなければならない。○？ ×？

必ず、書面？・・・・・・②のATM画面もOKでしたね。
個別の取引の都度？・・・・③もOKでした。

以上で第2章を終わります。あと一つです。ガンバ、ですね。

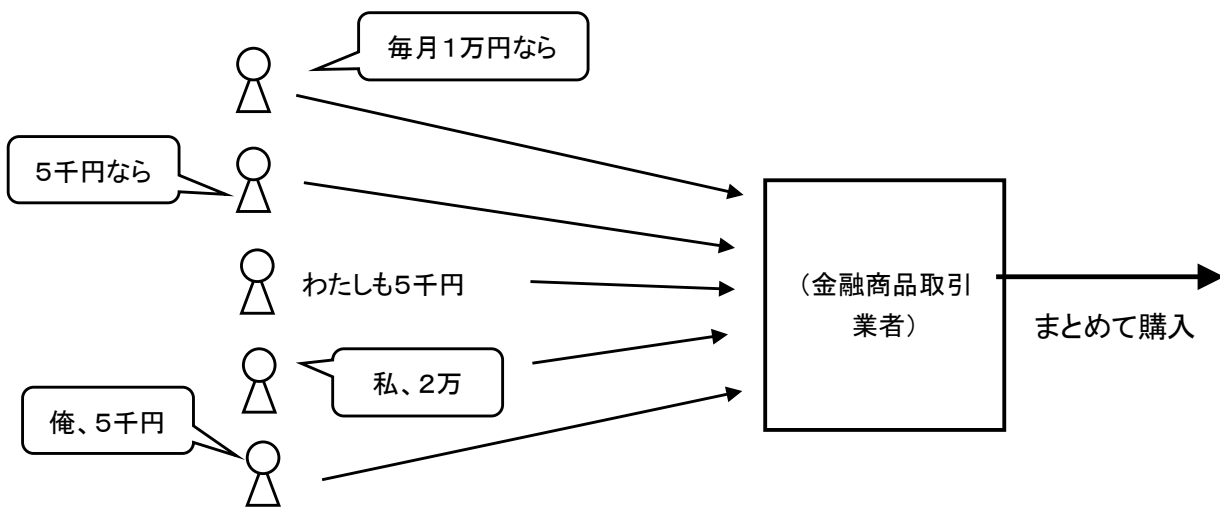
Ⅲ 累積投資契約と株式累積投資

投資対象として有価証券を取得しようと思ったら、普通はそれなりに資金が必要です。
例えば、株式だと100株、あるいは1,000株という単元で購入するとなると、最低でも数万円～数十万円。あるいは百万円を超えるケースもあり得ます。

そこで登場したのが、累積投資という商品です。

【 累積投資契約とは？ 】

簡単に言うと、下図のようなイメージです。



では、試験に出そうなポイントだけを見ていくことにします。

累積投資契約の対象	国債・地方債等の債券 単位型・追加型投資信託等の受益証券 外国投資信託の受益証券 上場株券
顧客の払込金が不足した場合	買付ける有価証券の価額（又はその整数倍に）に 満たなかった場合 ⇒ 他の顧客の払込金＋金融商品取引業者の資金を合計 合計した資金で買付けて、払い込んだ者みんなで 共有 。
買付価額	上場株券⇒あらかじめ契約で指定する金融商品取引所の時価
買付けの中止	いつでも中止することができる。
累積投資契約の解約	いつでも解約を申し出ることができる。

【 株式累積投資 】

累積投資契約の中で、株式を対象としたものが株式累積投資です。
これもポイントのみを押さえておくことにします。

株式累積投資とは	・株式累積投資に関する約款に基づく契約を締結。 ・決まった銘柄（特定の銘柄）を、定期的に（あらかじめ定めた日に）、一定の金額で継続して買付ける。 （やはり） ・顧客の払込金を買付価額又はその整数倍に満たなかった時 ⇒他の顧客の払込金＋金融商品取引業者の資金を合計して買付ける。 ⇒資金を払い込んだ者みんなで当該有価証券を共有する。
買付方法①	あらかじめ契約で、種類・買付けのための預かり金の充当方法を定める必要あり。
買付方法②	買付けできる株式は、金融商品取引業者が選定した銘柄（選定銘柄）に限られる。
買付方法③	2銘柄以上を指定する時は、各指定銘柄ごとに払込金額を、決める。・・・当たり前ですね。 ※ 毎月1銘柄ごとに1万円以上～100万円未満。
（合言葉）	るいとうは、毎月1のつく日が100万円！ えっ？みんな？ 株式累積投資、毎月1銘柄、1万円、100万円、未満。
買付けた株式の名義	金融商品取引業者 の 株式累積投資口座名義 となる。
えっ？業者の名義のまんま？	単元株数に達したら・・・顧客の名義に。 単元株数に達したら、業者の株式累積投資口座から⇒ ⇒（顧客の）保護預かり口座に振り替えられる。 ※顧客（お客様）が、通常の株主になる。メデタシ・メデタシ。
解約	顧客の申し出により、いつでも解約できる。
ドル・コスト平均法	・毎月一定の金額で買付け。 （買付ける株価が高い時は、株数が少なくなる。 株価が低い時は、買付ける株数が多くなる。） ※定期的に、決まった株数（一定の株数）を買付けるよりも 長期的に有利な投資となる。

インサイダー取引	もし、株式累積投資で買付けして、その後インサイダー情報が公表されたら・・・？ 大丈夫、です。 ・インサイダー情報の公表前に締結された株式累積投資契約に基づく定期的な買付けであれば、問題なし。インサイダー取引規制の違反にはならない。 (要件) ①一定の計画に従っている。 ②個別の投資判断に基づくものではない。 ③継続的に行われている。 ④1銘柄に対する払込金の合計が100万円未満。 であれば、大丈夫です。 ※ただし、当該銘柄の持分を売却したらインサイダー取引規制の適用除外とはなりません。ダメです。 インサイダー取引規制にひっかかります。
----------	--

以上で付随業務の範囲は一通り終了です。
お疲れ様でした。

最後にあと一つ。
試験問題に「ひっかけ問題」的になる単語について確認しておきたいと思います。
「株式等振替制度」についてです。

こんな感じで出題されたら「お見通しですよ（フン）」という感じでクリアしてくださいネ。

「株式累積投資とは、1売買単位に満たない株式を、株式等振替制度を利用して行う売買制度のことである。○（マル）か、×（バツ）か？」

もちろん、×（バツ）ですね。

株式累積投資とは、投資者から資金を預かり当該金銭を対価として毎月一定日に特定の銘柄の株式等を買付けるもの、でしたね。

[株式等振替制度]

以前は、株券というものがありませんでした。それが電子化されて、今では電子的に株主の権利が管理されています。この電子的に株主の権利が管理される仕組みのことを**株式等振替制度**といいます。

それと、この株式等振替制度を担っているのが、「**証券保管振替機構**」です。
「（通称）ほふり」と呼ばれているのを耳にしたことはありませんか。

覚えなくてもいいけど、資本金 4 2 億 5 千万円の大きな組織です。

さあ、これでおしまいです。
あとは、反復×反復×繰り返し×繰り返し、あるのみです。

ここまでほんとお疲れ様でした。
以上で、付随業務を終わります。

（完）

証券外務員一種・二種合格

合言葉de合格！法

サクセスキューブは証券外務員一種・二種の試験合格を応援するサイトです。

Success3

サクセスキューブ株式会社

Copyright (c) <http://www.success3.jp> All Rights Reserved.

本文書は著作権法によって守られているものです。
無断での転載・利用禁止。